

千代田町議会タブレット端末運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、現在の情報化社会において、効率的で迅速な議会運営、議会審議、情報の共有、議会の活性化等、町民に開かれた議会の実現と更なる議会改革を推進するとともに、災害等の発生時における対応を図るため、タブレット端末の貸与及び適正な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タブレット端末 千代田町議会議長（以下「議長」という。）が、千代田町議会議員（以下「議員」という。）に貸与し、又は議会事務局に配置する情報通信用タブレット端末装置をいう。
- (2) 会議 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の規定による千代田町議会の定例会及び臨時会、千代田町議会委員会条例（昭和62年千代田町条例第10号）第1条、第4条の2第1項及び第5条第1項の規定による委員会、千代田町議会災害対応要綱（平成31年千代田町議会告示第1号）第3条の規定による議会災害対策会議、千代田町議会会議規則（昭和62年千代田町議会規則第1号）で定める協議又は調整を行うための場その他議長が相当と認める会議をいう。
- (3) 管理情報 タブレット端末の管理番号、機種、シリアルナンバー及びIDをいう。
- (4) オペレーティングシステム タブレット端末を動かすための基本的なソフトウェアをいう。

(タブレット端末の貸与等)

第3条 議長は、議員が効率的かつ効果的に議員活動等（公務としての議員活動及び議会活動として町民に対する説明責任を果たすことができる活動をいう。以下同じ。）を行うため、タブレット端末を無償で貸与するものとする。この場合において、議員は、町庁舎議場外においても、タブレット端末を使用することができる。

- 2 前項の規定によりタブレット端末の貸与を受けた議員は、千代田町議会タブレット端末受領書（様式第1号）を議長に提出するものとする。
- 3 議員は、その身分を離れたときは、速やかに議員固有のデータを消去し、タブレット端末を議長に返却しなければならない。

4 議長は、議員に貸与するタブレット端末の管理情報等の管理及び第9条に規定する業務に用いるため、議会事務局にタブレット端末を配置し、議会事務局の職員に操作させるものとする。

(タブレット端末の管理等)

第4条 議員は、議員活動等に必要な範囲内に限り、タブレット端末を使用することができるものとする。

2 議員は、タブレット端末の使用に際し、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

3 議員は、タブレット端末の使用に当たっては、適切なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。

4 議員は、タブレット端末を紛失し、又は破損したときは、千代田町議会タブレット端末紛失・破損届出書(様式第2号)により、直ちに議長に届け出なければならない。この場合において、議員は、紛失又は破損により有償の措置が必要となったときは、修理等に要する費用の実費を負担しなければならない。

5 議員は、議員活動に必要となるアプリケーション等のインストールを希望する場合は、アプリケーション等インストール申請書(様式第3号)を議長に提出し、承認を得なければならない。

(遵守事項)

第5条 議員は、タブレット端末の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけ、議員活動等に関わりのない目的で使用しないこと。

(2) 他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(3) 情報の受信及び発信を自己の責任において行い、個人情報並びに議会及び町において公開されていない情報を外部に漏らさないこと。

(4) データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。

(5) タブレット端末に個人情報を含む資料等を保存するときは、議員活動等を行う上で必要最小限とすること。

(6) 個人情報の漏えい若しくはコンピュータウイルス感染があったとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに事実関係を把握するとともに、千代田町議会タブレット端末事故報告書(様式第4号)により直ちに議長に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(使用上の禁止事項)

第6条 議員は、タブレット端末を使用するときは、次に掲げる行為を行っては

ならない。

- (1) タブレット端末（アプリケーション等を含む）の改造、交換及び動作環境の変更
 - (2) オペレーティングシステム、その他議長が指定したアプリケーション等の削除、アップデート又はバージョンアップ（議長が特に認める場合を除く。）
 - (3) タブレット端末の性能、機能等を変更する行為
 - (4) コンピュータウイルス感染のおそれのある外部端末へのタブレット端末の接続
- （会議中における禁止事項）

第7条 議員は、会議中においては、次に掲げる目的でタブレット端末を使用してはならない。

- (1) 電子メールの送信
 - (2) ソーシャルメディアへの投稿
 - (3) 議事の内容に関係のない資料等又は情報の閲覧、アプリケーション等の使用等
 - (4) 通話
 - (5) 会議の録音又は写真若しくは動画の撮影
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議に関係のない目的の使用
- 2 議員は、会議中においては、タブレット端末の操作音、電子音又は振動音が鳴動することがないように設定するものとする。
- 3 前各項の規定は、議長等が特に認める場合を除く。
- （違反行為に対する措置）

第8条 議長は、議員が前3条の規定に違反したときは、当該議員に口頭で注意をするものとする。

- 2 議長は、前項の規定による注意を再度行っても違反が改められないときは、当該議員へのタブレット端末の貸与を取り消し、又はその使用を制限することができる。ただし、議長は、第2条第2号で規定する会議に使用する場合に限り、当該議員に対し、返却されたタブレット端末を一時的に貸与することができる。
- 3 議長は、前項の規定によりタブレット端末の貸与を取り消し、又はその使用を制限することにより、会議の運営、事務連絡その他の議会運営に支障が生ずると認めるときは、当該議員に対し、議会の規律を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

(事務連絡)

第9条 タブレット端末を用いた議員及び議会事務局の間の各種通知、連絡等は、次に掲げる方法により行うことができるものとする。ただし、文書によることが必要であると議長が認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 電子メール
- (2) クラウド型文書共有システム
- (3) ビジネスチャットツール
- (4) オンラインストレージ
- (5) その他議長が必要と認めるもの

(紛失等におけるタブレット端末の位置情報把握に係る同意)

第10条 議員は、タブレット端末を紛失等した場合は、当該タブレット端末の位置情報を議長及び議会事務局の職員が把握することに同意したものとみなす。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月22日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

千代田町議会議長 様

タブレット端末使用者 _____

千代田町議会タブレット端末受領書

千代田町議会タブレット端末運用規程に定める遵守事項、禁止事項等の内容を了承した上で、下記のとおりタブレット端末の貸与を受けましたので届け出ます

記

- 1 端末の管理番号
- 2 端末の機種
- 3 端末のシリアルナンバー
- 4 端末の I D
- 5 端末の受領日

年 月 日

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

千代田町議会議長 様

タブレット端末使用者 _____

千代田町議会タブレット端末紛失・破損届出書

下記のとおり、タブレット端末を（ 紛失 ・ 破損 ）しましたので、千代田町議会タブレット端末運用規程第 4 条第 4 項の規程により届け出ます。

記

- 1 端末の管理番号
- 2 端末の機種
- 3 端末のシリアルナンバー
- 4 端末の紛失・破損日
- 5 端末を紛失・破損した理由

年 月 日

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

千代田町議会議長 様

タブレット端末使用者 _____

アプリケーション等インストール申請書

下記のとおり、タブレット端末によりアプリケーション等をインストールし
たく申請します。

なお、当該アプリケーション等の利用にあたり発生する費用等については、私の
責任において負担し、必要な手続きについても自ら行うことを申し添えます。

記

タブレット端末の 管 理 番 号		
アプリケーション 等の名称及び概要	名称	
	概要	
使 用 目 的		
摘 要		

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

千代田町議会議長 様

タブレット端末使用者 _____

千代田町議会タブレット端末事故報告書

下記のとおり、タブレット端末により個人情報の漏えい若しくはコンピュータウイルス感染が発生し、又はそのおそれがあるため、千代田町議会タブレット端末運用規程第 5 条第 6 号の規程により報告します。

記

- 1 端末の管理番号
- 2 端末のシリアルナンバー
- 3 個人情報の漏えい若しくはコンピュータウイルス感染の発生又はそのおそれの内容
- 4 報告の時点までに講じた措置及び今後講じる予定の措置